慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	閑却せられたる銀行貸出の二方面
Sub Title	
Author	佐野, 善作
Publisher	三田学会
Publication year	1912
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.6, No.3 (1912. 7) ,p.431(51)- 456(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19120700-0051
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19120700-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

閉却せられたる銀行貸出の二方面

佐野善作

緒論

一

閉却せられたる銀行貸出の二方面とは何ぞや、他なし、工業起業資金の調達及び商業の經營資金の供給卽是なり、前者は工業會社の創設若くは其事業の擴張に要する資金の供給を云ひ、後者は商人の營む所の事業に對し若しくは其商業的技倆 Business ability に對して許す所の資金の供給を云ふ、此二者は現今本邦金融上最も痛切に感ずる所の缺陷にして、如何に之を塡閑して銀行利便の普及を圖るべきやは刻下經濟政策上一の重要なる問題を成すものとす。

論題の意義は大略右の如くなるが、今や本論に入るに先ち、其基礎觀念として先づ簡單に、現今の經濟社會に於ける銀行の位地及職能、一般產業界の趨勢及び其金

融上に現する對象に就て一言せざるべからず。

二

銀行は現今の經濟組織に於ける須要なる一機關なるが、其何たるを知らんと欲せば、産業社會に於ける其地位及職能を闡明せざるべからず、而して之を爲さんには先づ我産業社會を組織する主たる生業を分類列擧せんことを要す。

凡そ經濟社會に於ける吾人活動の方面二あり、財貨の獲得及循環卽是なり、此二者は之を概括して生産と云ふ、生産の目的は畢竟吾人の慾望を充足する方便として要せらるゝ財貨を調達するに他ならずと雖も、現今の經濟組織の下にありては個人の經濟上の自由認めらるゝ結果として、人々各其擇む所に從事し社會に各種の生業を分出し、財貨の獲得に採取(農作、伐材、採礦、漁獵等)及び加工(製造工業)の二業を生じ、財貨の循環に其交易賣買及び之を幇成遂行するに必要なる幾多の生業を生せり、而して財貨の交易を幇成遂行するに必要なる生業は、更に之を其人際移轉に關するもの(仲立業及金融業)地際移轉に關するもの(運送業)及び時際移轉に關するもの(保管業)の三種に分類することを得べし、然而是等各種の生業は皆産業社會の成分を爲し、各其職能を盡し互に相倚り相援けて以て其共同の目的を達しつゝあるなり。

銀行は實に財貨の人際移轉を幇成遂行するに必要なる生業の一たる金融業にして、財貨の賣買移轉に要する支拂方便 Zahlungsmittel の有無を相通じ其融通を圓滑ならしむるを以て其職能となすものなり。

三

熟ら輓近産業界の趨勢を察するに、生産の要素中資本の地位は愈重きを加へ、生産の形式は所謂資本的となり、其規模は益大に、之に從事する者の活動區域は愈廣く、特に歐米先進國に於ては産業の合同盛に行はれ、苟くも之を行ふて利益ある方面には必ず之を見ざるなく、各種産業は集中に亞ぐに集中を以てし、終には夫の社會生産主義の實現を見ずんば止まざるの慨あり、而かも之と同時に、一方に於ては分業は人的に地的に愈細微を極め、凡そ業の分ち得べきものは飽く迄も分岐せんとし加るに吾人慾望の增進と富の蓄殖とは、貨物の種類品別を複雜ならしめ産業の種別益多岐ならんとするの傾向を呈せり、是れ卽ち現今文明國經濟界の情勢に

して、資本的生産と産業の集中は一面に於て大資本の供給を要求し、分業と複雜せる各種生業の生出は愈巧妙にして敏活なる金融設備の完成を促がしつゝあり。

四

産業界の大勢上述の如くなるに於ては幣制上幷に金融機關たる銀行の業務上に之が映象を現せざるを得ざるは蓋し當然の結果なりとす、而して其幣制上に現出する變革は一言にして之を蔽へば、貨幣の效率の急速なる增進にして種々の信用形式の利用を以てせる複雜にして且つ極めて巧妙なる幣制の編成なりとす、次に銀行業務上に現する變革は如何にと云ふに、其顯著なるもの二あり、曰く大資本の新需要に應じて利益を獲得し同時に營業の區域を擴張して廣く營業上の危險を分布し損失を避くるの目的に出づる所の銀行の集中、曰く普く各業に亘り金融の疏通卽ち銀行利便の普及を目的とせる銀行の活動範圍の擴張卽是なり。

然而右幣制上に現出する變革に關して起る問題は種々ありと雖も、今其重なるものを列擧すれば、一銀行券發行制度に關する問題、二小切手の使用及手形交換の利便の普及に關する問題、三預金振替事務の普及に關する問題、四支拂準備金制度に關する問題、五中央銀行割引政策に關する問題等にして、銀行の集中に關して起るべきは、一特立銀行制度と支店制度との利害、二銀行の增資合同及び銀行系統の構成に關する問題を主とし、銀行業の普及に關して生ずる問題は、一銀行分業問題二銀行貸出法改善問題の二なり、而して此最後の銀行分業問題は各種產業に對する銀行利便の普及を目的とし、貸出法改善問題は一產業內に於ける各階級各般の事業に對する銀行利便の普及を主眼とせるものなり。

以上を以て本論基礎觀念の大要とす、偖本論の目的とする二つの問題は其如何なる點に關係を有するものなるやと云ふに孰れも銀行業普及問題の一端を爲すものにして其第一の工業起業資金の調達は銀行分業問題に屬し、第二の商業經營資金の供給は貸出法の改善問題に他ならざる也、以下本論に入り此二問題に就き順次之を詳論すべし。

工業起業資金の調達

一

前にも述しが如く、現今文明國に於ける産業界の趨勢の一は、複雑せる種々の生業を分岐發生せしめ銀行業も亦其一員を爲すに過ぎざるものなるが、銀行の直接に取引交渉を爲すべきは産業界に於ける自餘の總ての諸生業にして其種類實に牧擧に遑あらず、而かも銀行は其各生業毎に隈なく金融の便を圖り、單り其既存事業の發展に資するのみならず、將來に起るべき新事業に資金を供し以て其隆興を幇助すべき職責を負へり、然るに同一銀行業者にして凡百の事業に就き十分なる智識を有し資金調達上過誤なきを期するが如きは到底望み得べからざることに屬するを以て、各種産業の金融を擧げて同一銀行者に委ね其間分擔を行はざる時は、銀行者は其營業上動もすれば判斷に苦む場合に逢着し危懼荏苒其金融上の職責を完ふすること能はざるのみならず、其運轉資金の出所の如何若くは其借入の條件如何によりては、同時に期限其他の條件を異にせる各種の貸出を兼ね營むことを許さゞるを例とするを以て、茲に自然の必要上銀行間の分業なるものを馴致するに至れり、而して銀行の分業なるものは種々の標準により行はるゝを以て、各銀行の行ふ所互に相交叉し極めて錯雑するを常とせり、例へば其最も重きを置く

所の業務を標準とし發券銀行、爲替銀行、預金割引銀行、動産銀行、不動産銀行、貯蓄銀行等の別あり又其運轉資金の構成若くは吸集の條件と其に適應すべき貸出の條件とに準據して、短期金融機關たる銀行、長期金融機關たる銀行等の別あり、又或は其取引の方面又は取引先の業態を標準とし、商業銀行、工業銀行、農業銀行、水産銀行等の別あるが如し。

然りと雖も凡そ銀行は一の營利事業なるが故に、其分業は一片の理論若くは法令によりて決せらるゝものにあらずして、産業界が銀行の分業を必要とし且つ其或者が一の專門銀行として他より分立し、十分に利益を獲、獨立することを得るによりて始めて自然に起るものとす、再言すれば銀行の分岐は社會の經濟上の發達の程度が銀行分立の利益を保證する點に達せざれば實現すべきものにあらず、即ち假令産業界に於て或一の特種銀行の分立を便なりとするも、銀行が特種銀行として分立し十分にペイ(pay)せざる時は、産業界は其ペイする時機の到來するまで從來の銀行に倚賴して暫らく其不便を忍ばざるを得ざるべきなり、故に其ペイするや否や不確定なる場合に、新に特種銀行を起し強て分業を實現せしめんと欲せば、

社會は其新銀行に對して其自營に必要なる特權又は保護を與るの覺悟なかるべからず、然らずんば其特種銀行は特種銀行として永く存立し得べからざるなり。

之を本邦の經驗に徴するに、本邦今や日本興業銀行、日本勸業銀行、農工銀行等幾多の特種銀行を有し、銀行の分業は既に或程度まで行はれつゝありと雖も、其分業たる產業社會の要求より自然に起れりと云ふよりも寧ろ法令の產物として創立せられしものにして、其創立當時に於ては銀行の分業は稍尙早の感なきを得ずして、何れも種々の特權保護を付與せられしにも拘らず、其營業十分に振ふ能はず所期の利益を贏らすを得ざりしを以て、其當初規定せる條例の條項は設立以來屢々改正せられ、其都度特殊銀行たるの特色を失ひ今や其業態漸く普通銀行に接近しつゝあるは、世人の普く知る所の事實なりとす。

二

右述しが如く輓近我邦經濟漸く發達を遂げ銀行分業の必要次第に切實を加へ、政府の保護提撕により各種特殊銀行の設立を見るに至りしと雖も、尙ほ現今吾人の痛切に感ずる所の金融上の缺陷にして未だ補塡せらるゝ氣運に達せざるものあり、工業企業資金調達機關の缺如は卽ち其一なり、蓋し工業企業資金の供給たる元來長期の貸付を要し資金を固定するの虞あり、商業銀行の營業に適せざるを以て、此方面に於ける金融の闕如は、閑却せられたる金融の一方面として夙に識者の指摘を免れざる所なりとす。

日本興業銀行及農工銀行は工業資金を供給する金融機關なりと雖も、前者の實情は少數大工業の金融機關たるを得るに止まり、後者は多く農業若くは市街地に對する不動產擔保貸付業として活動するに過ぎざる有樣なるを以て、中流以下の工業企業資金の供給は殆ど閑却せられつゝあるは眞の事實なりとす、商業銀行にありては其業務の性質上專ら資金を短期貸出に運用せざるを得ざるを以て、全然工業資金供給の機關たる能はず、會々工業に對して稍長期の貸付を營むものなきにあらずと雖も其は所謂變則の行爲にして十分なる活動を爲す能はざるは勿論なり、惟ふに工業企業資金の調達は當該工業に關し專門の智識を有する者之に當り、商業資金以外の比較的繁忙ならざる資金を以て之が融通に資し、大小各種の工業に必要なる資金を供給するに非ずんば以て十分に社會の需要に應ずること能

はざるなり、特に本邦現下の情勢より云ふ時は、小規模の工業の金融機關は全然之を缺如せりと云ふも不可なく、而かも小規模の工業は本邦工業上最も重要なる地位を占むるものなるを以て、現下の情態は國民經濟上頗る不利益なりと斷せざるを得ざるなり、是に於て乎近來識者の此闕陷を指摘し之を塡閑するの方策を講ずる者漸く多く、如何にして工業企業資金を調達すべきやの問題は、他の重要なる金融上の問題と相並て現下の一大問題をなすに至れり。

頃者横濱正金銀行副頭取法學士井上準之助氏は、經濟學攻究會に於ける講演中右に述べたる小工業金融機關の缺如を指摘し、痛切に其補塡の必要を鳴らし、此目的に向て全然商業銀行の不適當なる所以を述べ、特別の專門機關の設立を主張し工業社債發行を幇助するの方法により工業資金の調達を計るべしと論ぜられ、日本興業銀行總裁添田博士は、右小工業金融機關の缺如せる事實並に其補塡の急務なる點に就て井上氏の所說を裏書せるも、此目的を以て特別機關を設立せんよりは寧ろ在來の商業銀行をして工業會社の社債を取扱はしめ、場合によりては自ら之を引受けしめ、資金回收の必要を生じたるときは、日本興業銀行をして之を供給

せしむるの一層容易にして且つ得策なることを主張せられ、大阪高等商業學校講師商學士松崎壽氏亦最近の日本經濟新誌上に於て、添田博士の意見に贊し、大阪第三十四銀行の新に五百萬圓を增資して同行の從來行ひ來れる商業金融と全然異なれる特別の經營法によりて工業資金の供給に努力するの擧の非難すべからざるを論せり。

斯の如く工業資金調達機關の缺如は現下本邦金融上の一大缺陷にして、如何に之を充塡すべきやは極めて緊要なる問題なりとす、然れども前に論せしが如く、社會の必要なりとする事業も、之が爲め特殊の機關を起してペイせざれば亦如何ともなし難く、さり迚ペイせざるの故を以て之を閑却するを許さゞるが故に、之に對する適當の方策を講究するの要ありとす而して之に應ずるの途は結局左の三途あるのみ、

一、政府の保護の下に或る特權を付與し此種の專門機關の設立を奬勵すること、

二、在來の普通銀行をして特別の經營法により此種の事業を兼營せしむること、

三、右二案の折衷

卽是なり而して右三方策中何れが最も可なるやは、主として Expediency の問題にして、克く社會の實情を調査せし上ならでは遽かに斷ずべからざることに屬すと雖も、吾輩は次に列擧する理由により第三の折衷案を主張せんと欲するなり。

一、大小各種の工業の資金の調達を專門とする特殊の金融機關を起すも、本邦現下の情勢より普通銀行業務を兼營せしめざるに於ては、所要の資金を吸集し其事業をしてペイせしむること困難なるべし、而かも若し普通銀行業務を兼營せしむるに於ては、在來の普通銀行をして工業金融業を兼營せしむると何ぞ擇ばん、或は寧ろ在來の普通銀行をして之を兼營せしむるを便とすべし。

二、然れども元來工業企業資金調達業務は、長期の貸付を要し資金を固定せしめ、且つ其工業の永き將來を目當とするものにして、危險甚だ多く、十分に其工業に關する智識を有する者に非ずんば克く之を行ふことを得ざるものなるを以て、商業銀行の直接貸出方法として決して適當なるものにあらず、

三、故に最良の案は或利益ある特權を付與し又利益保護の保護を加へたる專門工業金融機關を起し、普通銀行業務を兼ねしめず、其運用資金は、專ら自己の資本金、

長期定期預金、信托資金、及び工業債券賣出より得たる資金等に依らしむべきも、其外尙ほ必要に應じ商業銀行より工業債券を擔保として借入金をなさしめ、又日本興業銀行よりも、或有利の條件を以て資金の供給を仰がしめ、以て專門の工業金融機關として十分に活動せしむるに在り。

四、蓋し右の如くするときは、社會目下の必要たる工業資金の調達は、自ら之を行ふことを得べく、之を專門とせる特別銀行は有利に成立するを得、商業銀行は又直接貸付の危險を履むことなくして其資金運用の一良途を得べきを以て、一擧にして種々の利便を享有し得べしと信ずるなり。

論者或は言はん、現今獨逸の普通銀行は商業金融と工業金融とを兼營するも差したる危險なくして克く其職能を盡しつゝあるにあらずや、故に商業銀行をして工業資金の調達を爲さしむる何の不可あらん、抑々之が分業を主張するが如きは夫の英國流に心醉せる者の僻見のみ、現に歐米の學者中にも二者の得失に就き說の一致を見ざるに非ずやと、然れども是れ國々の特殊の事情を沒視したる說にして採るに足らず、獨逸と本邦と國情を同ふせば則ち止む、苟くも然らざる以上、斯る

議論は終に一顧を値せざるなり、蓋し要求拂預金を以て主たる運轉資金とし比較的少額の株金を以て營業せる純然たる商業銀行をして、工業資金の調達の事に當らしむるの不可なるは、銀行經營の原則の指示する所にして何人も異論なかるべき所とす、左れば從來英國流を學び起り、兎も角も純然たる商業銀行として相應に發達し來れる我普通銀行をして、今强て工業企業金融機關たらしめんとせば俄かに從來の經營法を改めて獨逸化せしめ、新に多額の增資を爲さしめ、銀行の內部を截然商業部工業部の二部に分ち、各部特別の經營をなさしめ互に相犯かすことなからしむること、猶夫の第三十四銀行の現に實行しつゝあるが如くせざるべからず、而かも全國多數の銀行が果して克く之を實行して過なきを得べきや、銀行內部の業務彼比混淆の弊に陷り、之が爲め慮外の危險を釀すの虞なきを得べきや、甚だ疑はしきことに屬すと謂はざるを得ざるなり、左れば故らに從來の慣行を破り敢て斯る危險を遂行せんよりも、寧ろ初めより別に工業金融專門の特殊機關を起し必要に應じて適當の方法により商業銀行より其餘裕資金の供給を仰ぐを得せしむるの優れるに如かざるべしと信ずる所以なり。

商業經營資金の供給

一

閉却せられたる金融第二の方面と云ふは、普通銀行の領域たる商業界に於て銀行貸出の利便の普及せざる部分の存在せること是なり。

現今本邦普通銀行貸出の情況を觀るに、何れも直接貸出法（銀行が自ら直接に商工業者に貸出を爲す法）を主とし、債務者の資產若くは其提供する公債證書若くは大會社の株券の如き所謂一般的銀行擔保物件General Banking Securitiesの市價を主たる標準として貸出を行ふを例とするものゝ如し、故に貸出を申込む事業家のビジネス其物に就き其事業家としての手腕に就き、又其提供する所の特殊の擔保物件Special Securities例へば或特殊の商品又は株券の如きものに就き、銀行が十分の智識を有せざるときは、事業家たる者は其眞實有する所の受信的資格に應じて金融を得る能はざるなり、而して銀行家が凡百の事業につき又各種の商品につき精通するが如きは到底望み得べからざることに屬するを以て、其結果は有利有望なる事業に從事し十分に手腕を有す

る商人も、然らざる尋常凡庸の商人も銀行より同一の待遇を受くるに止まり、其事業手腕に應じ又は其提供する特殊物件の眞價に應じて相當の金融を得る能はず、現時の普通銀行は單に一般資産家の金融機關たるを得るに過ぎず、資力に乏しき者は如何に卓絶せる技倆を有し、非凡なる手腕を有する者にても、銀行より資金の供給を仰ぐこと能はず、又相應に資力を有する者にても、其資力を擧げて或特殊の事業に投ずる時は、其特殊の事業若くは之に附屬せる特殊の物件を擔保として銀行より十分の融通を受くること能はず、已むを得ず個人たる資本家若くは高利貸の類に倚るの外金融を得るの途なきが如し、是れ我金融上刻下の一大缺陷にして、銀行利便の普及上寔に遺憾とすべきことゝ謂はざるを得ざるなり。

然り而して這般の如き缺陷は、要するに株式會社組織銀行業に附隨せる缺點に他ならずして、合本銀行の個人銀行に比して一歩を輸せざるを得ざる點とす、蓋し株式會社組織銀行にありては、其業務を擔當する者は株主の委任を受けて事に從ふ代務者にして、專斷を以て臨機事を處するの權能を有することを少なく、殊に其大規模のものにありては、日常の業務は所謂事務章程の規定する所に從ひ之を處理

せざるを得ず、支店を管理する支店長の如きは、常に右事務章程と本店重役の指令とにより二重の掣肘を受け、自己の判斷を以て貸出を決行するが如きは、極めて少額の貸出にあらずんば稀有の特別の場合に限らるゝなり、故に勢ひ債務者の資産若くは其提供する擔保物件にして銀行の識見の及ぶものに限り、其價格を標準として貸出をなすの外なく、債務者の從事する事業の性質又は其事業的手腕を見込み、或は其提供する特殊擔保物に對して、十分に資金を融通することを能はず、其結果銀行は事業家の金融機關にあらずして資産家の金融機關たるを得るに過ぎざるに至るなり。

二

如上の缺陷は如何にして之を補塡すべきや、如上の閑却せられたる事業的金融は如何にして之を通ずべきや、是れ前に論述せる工業資金の調達と相須て刻下金融上の重要なる問題を爲すものとす、然而此問題に對する方策亦一にして足らざるべしと雖も、吾輩は玆に敢て左の二案を提起して以て識者の批評を請はんと欲するなり。

第一、精細なる與信調査を行ひ單り商業家の資産の狀況のみならず、亦克く其事業の性質狀況及手腕の如何を探究すべし、

凡そ與信調査の方法は之を大別して二となすを得べし、自家調査及び委囑調査卽是なり、前者は銀行自ら其行内に與信調査課を置き、之に對して完全なる設備を爲し十分なる費用を投じ、最も新鮮にして正確なる報道を蒐集すること、後者は與信會社又は與信組合の如きに加盟し其報告を徵し、以て自家調査の足らざる所を補ひ、或は其正否を檢するの參考資料に供するものとす。

與信調査に關しては吾輩嘗て社會政策學會第四回大會に於て之を詳述したるを以て、今更に之を贅せずと雖も、銀行の與信調査にして完全ならん乎、自然貸出の相手方たる者の事業及手腕に對して疑懼するを要せざるに至るべきを以て、有爲の事業家に對する金融の途自ら開け、大に現下金融上の缺陷たる所を補塡するを得べきや勿論なりとす、而して是れ單り事業家の利益なるのみならず亦大に銀行の利益なりとす。

第二、廣く間接貸出法を行ふべし、

銀行の貸出法に直接貸出法及間接貸出法の二あり、前者は銀行が商工業者に直接に貸出を行ひ何人をも介せざる者を云ひ、後者は信用あり特殊事業に對し專門的智識を有する第三者を利用し之に貸出資金を供し其責任を以て商工業者に貸出を爲さしむる法を云ふ、現今我邦銀行の貸出法は主として直接貸出法なるが故に、銀行が商工業者の從事する所の事業其爲人手腕等に關し十分なる智識を有せざる時は、勢ひ其資産若くは自己の判斷力の及ぶべき一般的擔保物のみを標準として貸出を營むに至り、其結果銀行は資産家の金融機關たるを得るも事業家の金融機關たるを得ずとの非難を免れざるに至る者とす、然るに今我邦の銀行にして若し其貸出法を革め大に間接貸出法を行ふに於ては、銀行は其貸出資金を供給する所の第三者をして直接に事に當らしめ、自身は其第三者の責任を負へる債權を取得することゝなり、且つ其第三者は其取引する商工業者の事業及其爲人手腕等に就て專門的智識を有すべき者なるを以て、其取扱へる貸出は銀行自身の直接に行へるものに比し一層確實なるを得べし、左れば銀行は右機關を經由するにより て其報酬として差引かるべき利鞘だけ目前の收益上犧牲を免れざるべきも、結局

營業の安全なる上に於て、又之が爲め産業の發達を來し銀行業務の增加すべき點に於て利する所更に大なるべきなり、然而右銀行より貸出資金の供給を受くる第三者は、各其專門とする所の商工業に對し貸出を營むものなるが故に銀行が直接に之を行ふ場合の如く、債務者の事業の情況其爲人手腕等に關し危惧することなく、克く事業家の金融上の要求を充たし得べきを以て、其結果は現今閑却せられたる金融の一方面たる薄資有爲の事業家をして銀行の利便に浴せしむることを得べきなり。

間接貸出の機關第三者たり得べきものは一にして足らざるべきも吾輩は今其重なるもの三を擧ぐることを得べし、卽ち左の如し。

一、割引の機關として信用ある「ビルブローカー」及責任割引代理店、

二、商品擔保貸付の機關として確實なる倉庫業者若くは其商品の取引を常業とせる信用ある當業商人。

三、商人の同業組合の組織に係る金融機關。

ビルブローカーを割引機關として利用するは、英國に於て其最も適切なる實例を見る、本邦に於ても近年漸くビルブローカーを見るに至りしと雖も所謂玉石混淆にして銀行の眞に信賴し得べき者甚だ少なきのみならず、彼等の多くは、唯銀行に成るべく多數の手形を取次ぎ口錢を得るに汲々として、自ら市人の信用を調査することなく、其取次げる手形に對して十分に責任を負ふことを得べき資力を有せざるものゝ如し、故に銀行をして手形割引上危惧の念を去らしめ、廣く其割引資金を事業家に融通するの效果を收むること能はざるなり、左れば銀行の信賴すべきビルブローカーの增加は現今最も歡迎すべきことに屬す。

責任割引代理店は白耳義及佛蘭西の中央銀行の廣く利用する所にして、中央銀行割引資金の普及上頗る稱揚すべき成績を擧げつゝあるものなるが、此制度を我普通銀行の割引上に應用するに於ては、ビルブローカーの利用と相須て、事業金融上必ずや好果を收むべきを疑はず、現今東京大阪等に於て、卸賣商中資產を有する者若くは所謂金主を有する確實なる者にして、同業者中手腕ある薄資の事業家に對し、時々其約束手形を割引き資金を融通し、少なからざる利益を收めつゝある者往々あり、而して是れ純然たる事業金融にして自他を益することを頗る大なりと雖

も、其資金豐富ならざる爲め絶へず之を行ふこと能はず、金利も亦自ら高率にして纔かに同業事業家の需要の一小部分を充たすに過ぎざるが如し、斯の如き商人は銀行の當さに利用すべき第三者にして、銀行若し其確實なる者を選み資金を供給し、其割引きたる手形に裏書せしめたる上之を銀行に差入しむるに於ては、銀行の割引資金は從來銀行の利便に浴する能はざりし事業家に供給せられ、吾人の最も遺憾とする金融上の缺陷は大に補塡せらるべきなり。

商品擔保貸付は商業金融機關たる銀行の當然行ふべき業務なりと雖も、元來一般商品のものたる貴金屬若くは有價證券の如き市場の大なるものと異なり、之に關し十分の智識を有する當業者と雖も、其價格の變動を豫知すること極めて困難なるが故に、凡百の商品に就き精通する能はざる銀行が、之に對して十分なる金融の便を與ふるは到底不可能の事と謂はざるを得ず、乃ち一般商品擔保貸付にありては、其市價の三四掛乃至五六掛の融通をなすを例とし、七八掛に及ぶものは特に其債務者を信用して行ふ場合の外殆ど稀にして、物によりては一切其擔保貸付に應せざること拗なしとせず殊に製造中に屬する半製品の如きに對して然りとす、

其結果此方面に於ける資金の融通は甚だ圓滑を缺き、事業家にして空しく商品を擁し金策に苦しむもの頗る多く、或は之を持耐ゆること能はずして最も不利なる時季に於て不得止投賣を敢てする等往々ありとす、是れ商業上最も遺憾なりと謂はざるを得ざるなり、此缺點を補ひ不利益を避けんと欲せば、確實なる倉庫業者若くは當業の商人にして、其保管し又は取扱ふ所の商品に就き精通せる者をして之に當らしめ、銀行は其等に貸付資金を供給するに如かざるなり、即ち銀行は是等商人の信用と其商品に關する智識とに信賴して資金を供し是等商人を經由して商品に對し確實に資金を貸付くることを得べく、殊に其在庫貨物に對するものにありては其倉庫證券の裏書により一朝債務不履行の場合起るも彼等をして償還義務を果さしむるを得るを以て最も確實に資金を運用することを得べく、商品の所有者たる商人は銀行の直接貸付の場合に比し多額の資金の融通を受け又貸付を拒絶せらるゝが如き虞なきを得大に利益を享有し得べく、銀行と商品所有者との間に立て金融を媒介する倉庫業者其他の商人も亦其眼識を以て安全に金融の便を計り金利の鞘を獲取し得べく、且つ銀行と此種の取引關係を有するは彼等に取

り其確實なる證左となるを以て大に世人の信用を博する手段となり業務隆盛の基となるが故に其直接間接に受る利益は決して鮮少にあらざるなり、夫れ斯の如く間接貸付は銀行より最後の債務者に至るまで關係者全部に至大の利便を與へ、商品に對する金融を圓滑に行はれしむるを以て、此法を奬勵するは本邦現下の急務なりとす、然れども世上往々見る所の夫の銀行の兼營に係る倉庫業なるものは、銀行の貸出とをして依然直接貸出ならしめ、右間接貸付の效果を收むる能はざるのみならず、銀行が倉庫業の繁榮を欲するの餘り、動もすれば其倉庫に寄託せられたる商品に對しては決して貸付を拒むてとなかるべしと云ふが如き營業上一種の義務を負ふに至るの恐あるを以つて、銀行に取り決して安全なりと云ふを得ざるべし。

商人の同業組合の組織に係る金融機關とは、組合員團體の信用を利用して、個々に借入る能はざる資金の供給を銀行に仰ぐの方法にして、本邦未だ其見るに足るべきものあを聞かずと雖も、是れ事業家の金融上最も有效なる施設の一なりと信ずるなり。

前にも述しが如く本邦銀行の貸出は、債務者たる者の資産又は其提供する所謂銀行擔保なるものゝ價格を標準として之を許すを例とするを以て、如何に有利なる事業に從事し如何に敏腕なる事業家にても薄資なる者は、銀行より所要資金の融通を仰ぐ能はず、假し稀に其事業に對して金融を受くることあるも、銀行者が其事務章程に拘束せられ若くは其事業に關する智識の不完全なる爲め十分の援助を受くるを得ざるを常とす、斯の如きは社會の產業發達の爲め眞に遺憾とする所にして、或適切なる方法により此陷缺を補塡するの必要あるや勿論なりとす、然れども之を銀行者に一任するときは到底其目的を達するの日なかるべきを以て、事業家自ら進で之に對する方策を講ぜざるべからず、而して其最も適當なる方法は所謂同業信用組合の組織にして、同業組合員より若干の資本金を醵出し、適任の委員を擧げ事務を執らしめ、組合員中事業資金を要する者ある時は、其委員に於て克く之を詮衡し、確實なりと斷定するに於ては低利を以て之に相當の資金を貸出し、一方銀行に向て組合員連帶の責任を以て資金の供給を仰ぎ、以て組合員をして所要の金額を得銀行の利便に浴せしむるに在り、尤も組合が組合員に許す所の貸出

の條件としては、組合委員に於て其債務者たるべき組合員の事業を支配し、場合によりては其所有商品を適宜處分するの全權を掌握せんことを要すや勿論にして、其方法は種々あるべく事業によりて亦自ら異同なきを得ざるなり。

之を要するに、工業資金の調達と商業經營資金の供給の二者は、現今本邦に於て閑却せられたる金融上の二大方面なり、而して此二方面に所要の資金を低利に供給し金融を疏通するは、產業の發達上最も緊要なることに屬するを以て、世の金融を論じ若くは事に之に當る者は、速かに十分の研究を遂げ、適當なる方策を講せざるべからざる也。（完）

土地價格の上騰に就きて

神戸正雄

一

近時我邦の實際經濟問題としては物價騰貴問題や輸入超過問題が切りに論究せられ、其よりしては特に米價の上騰が最も痛切なる社會問題として、將た生產政策上の大問題として討議せらるゝもの丶如し。而も近來に於ける土地特に市街地價格の上騰が米價上騰の比に非ずして、隨つては屋賃の上騰となり、工場敷地借料の上騰となりて、社會政策上望ましからざる結果を生ずるのみならず、實に又一國の生產政策上寒心すべき結果を生ずることを看過せんとするの嫌なきに非るは嘆ずべし。實に近時に於ける我國の物價騰貴や輸出困難やの上には地價の上騰の關係する所亦決して淺小に非るなり。今予輩は其の由て來る所以の原因を稽へ、而して更に之を匡正するの方策に論及せんとするものなり。但し此に予輩は研究の便宜及目的上、市街地及市街附近地又は建築用地の地價に限定して問題